

第12回農地総会議事録

開催日時	平成30年7月6日（金） 午後3時から	
開催場所	高知市総合あんしんセンター3階 大会議室	
出席委員	西野 幸一・池澤 誠・西本 統洋・加藤 孝幸・高橋 政継・廣井 千里 中島 義幸・大野 哲・久保田 彦昭・山崎 茂盛・竹内 義昭・中島 正根 中山 忠明・山本 和正・松田 環・上田 博・久保 壽美男・川澤 一博 矢野 強 以上19名	
欠席委員	以上0名	
事務局出席者	長岡事務局長・岩崎事務局次長・竹内係長・村松主任・北村主査	以上5名
議題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 第4号議案 非農地証明願の件 議案外（報告） <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3の規定による届出の件 ・農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ・農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ・農業経営基盤強化促進法の計画取消・取下・訂正処理の件 	
備考〔添付書類〕	<input type="radio"/> 第12回農地総会議案書 <input type="radio"/> 現地案内図 <input type="radio"/> 農地法第5条許可申請説明資料 <input type="radio"/> 平成30年度 今後のスケジュール（案） <input type="radio"/> H30.6.5の農地総会でのご質問について	

開 会 議 長	(高橋 政継 が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時)) ただいまより第12回農地総会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議 長	本日は、全員が出席しております。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、本日の農地総会が成立することを、ご報告いたします。
議事録署名委員指名 議 長	総会会議規則第20条第2号におきまして、議事録には、議長及び総会において定めた2名以上の委員が署名しなければならないと定められております。私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。
委 員 議 長	(異議なし) ご異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。 署名委員は池澤誠委員と上田博委員の2名にお願いいたします。
議 事 議 長 村松主任	ただいまから、議案の審議を行います。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。 今月は3件の申請が出されております。議案書は2ページをご覧ください。 案件1は、朝倉本町二丁目、市街化区域、登記地目田、現況畑、638m ² 外1筆、合計1,163m ² を、借入の経営拡大のため、許可日から3年間の使用貸借権を設定するという申請です。 現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 申請書の別添によりますと、借入は現在、借り入れしている農地を全て耕作しており、今回の申請地では、ネギを栽培する予定であるとのことです。なお、借入は土佐市でも農地を借り入れしており、土佐市の農業委員会に利用状況を確認したところ、全て耕作若しくは保全管理されているとのことです。 農機具については、必要に応じて知人から借りているとのことです。 借入は近年農業を始めた新規就農者であり、高知市及び土佐市を中心として経営農地を拡大しているとのことであり、また農業に常時従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。 周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、周辺農地の営農に支障をきたすおそれはないと考えるとのことです。 次に、案件2は、長浜、市街化区域、畑、301m ² を、譲受人の希望による経営拡大

	<p>のため、売買で所有権を移転するという申請です。</p> <p>現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。</p> <p>申請書の別添によりますと、譲受人は現在、所有及び借り入れしている農地を全て耕作しており、今回の申請地では、露地野菜を栽培する予定であるとのことです。</p> <p>農機具については、耕耘機など8台の大農機具を所有しているとのことです。</p> <p>譲受人は農作業の経験があり、妻と長男も農業に常時従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。</p> <p>周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。</p> <p>なお、本件譲受人の現在の経営面積は、3,933m²となっており、下限面積要件の4反を下回っておりますが、今回の申請が許可となりますと、経営面積が合計で4,234m²となり、下限面積要件を満たすこととなります。</p> <p>次に、案件3は、春野町弘岡下、市街化調整区域、田、1,170m²外1筆、合計1,976m²を、贈与のため所有権を移転するという申請です。</p> <p>現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。</p> <p>申請書の別添によりますと、譲受人は現在、借り入れしている農地を全て耕作しており、今回の申請地では、水稻を栽培する予定であるとのことです。</p> <p>農機具については、トラクターなど8台の大農機具を所有しているとのことです。</p> <p>譲受人は農作業の経験があり、夫も農業に常時従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。</p> <p>周辺農地への影響につきましては、周辺地域と同様の耕作をするため、特に影響がないと考えるとのことです。</p> <p>以上、全ての案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>なお、現地については担当区域の推進委員に確認をいただいております。</p> <p>以上で、第1号議案の説明を終わります。</p> <p>第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一、第二、第四事前審査会です。まず、第一事前審査会の西野副委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。</p> <p>次に、第二事前審査会の山崎委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>案件2については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえ審議</p>
議長	
西野委員	
議長 山崎委員	

	した結果、許可相当と認めました。
議長	次に、第四事前審査会の川澤委員長より報告をお願いします。
川澤委員	案件3については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。それでは、審議に移ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。
委員	全ての案件につきまして、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
議長	(異議なし)
委員	全ての案件につきまして、許可することに決定いたします。
議長	続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
村松主任	今月は3件の申請が出されております。議案書は4ページをお開きください。
	案件1は、仁井田、登記地目宅地、現況畠、126.57m ² を、露天駐車場に転用するため、所有権を移転するという申請です。
	現地案内図はNo.4をご覧下さい。ピンクで塗った所が申請地です。
	農地の区分につきましては、甲種、1種、3種、いずれの要件にも該当しない農地であり、農振法による農用地区域の指定も受けていないことから、第2種農地と判断しております。
	それでは、事業計画の内容等について説明いたしますので、机上配布しております資料のうち、①と書いてある資料をご覧ください。
	事業計画書によりますと、譲受人は、現在申請地の西隣に居住しておりますが、自宅敷地内に駐車スペースがなく、自宅の西側の親族の所有地を駐車場として利用しておりますが、本件譲渡人から土地の譲渡の申出があり、駐車場として必要なスペースが確保できることと、周辺農地へ悪影響を及ぼさない位置であることから、本件申請地を選んだとのことです。
	土地利用計画図によりますと、申請地へは南側に隣接する高知市道から進入する計画となっており、自動車2台分の駐車スペース・通路・転回スペースなどに利用する予定であるとのことです。
	なお、土地の造成は行わず、整地後に碎石及び砂利敷きで仕上げる計画とのことです。
	被害防除計画として、排水については、雨水のみとなっており、申請地内に自然浸

透させる計画となっております。

申請地周辺の状況は、西側が譲受人の自宅、東側と南側は宅地、北側の土地は登記地目が畠となっておりますが、現地は廃材等が山積みされており、既に農地性を失っていることから、被害防除の対象地とみなしておりませんが、土地所有者からの同意書は添付されております。

以上のことから、本件転用に伴い、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはないものと考えられます。

添付書類として、地区の土木委員の意見につきましては、不要であることを担当区域の推進委員に確認しております。

なお、申請地には根抵当権が登記されていますが、根抵当権者の根抵当権解除証書が添付されておりますので、転用行為の妨げとはならないことを確認しております。

資金証明書類については、自己資金の証明として、通帳の写しが添付されております。

案件1については以上となります。

続きまして案件2は、長浜蔵絵台、登記地目宅地、現況畠、 166.51 m^2 外1筆、合計 332.86 m^2 を、自己住宅に転用するため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.5をご覧下さい。ピンクで塗った所が申請地です。

農地の区分につきましては、申請地が、住宅が連坦した地域内にあり、農振法による農用地区域の指定も受けていないことから、第3種農地と判断しております。

それでは、事業計画の内容等について説明いたしますので、机上配布しております資料のうち、②と書いてある資料をご覧ください。

事業計画書によりますと、譲受人は、高知市中心部に近くて便利で、閑静な住宅街であり日常生活や子育てに最適であることから、本件申請地を選んだとのことです。

土地利用計画図によりますと、申請地へは東側に隣接する高知市道から進入する計画となっており、木造2階建て住宅一棟、車3台分の駐車スペース、庭には砂場、自転車乗り場、芝生エリア等を設ける予定であるとのことです。

本件申請地は、元々宅地として造成されている区画を2区画まとめて購入し、転用しようとするもので、北側と南側の区画の間には約80cm程度の段差がありますが、この段差はそのままにして、土地の造成行為は行わないとのことです。このことについて、高知市都市計画課に事前に申請者が確認したところ、特に都市計画法の手続きは不要であることを確認しております。

被害防除計画として、申請地は公共下水道が完備されている区域ですので、生活排水も雨水も全て下水に流す計画です。

申請地周辺の状況は、西側が譲渡人の畠、東側と南側と北側は幅員およそ6メートルの高知市道であることから、本件転用に伴い、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはないものと考えられます。

添付書類として、地区の土木委員の意見につきましては、不要であることを担当区域の推進委員に確認しております。

資金証明書類については、自己資金の証明として、通帳の写し、融資見込証明書、並びに証券会社の残高証明書が添付されております。

案件2については以上となります。

続きまして案件3は、平成22年1月より、既に転用済みとなっている土地ですが、この度、農地法の転用許可がとられていないことが分かったため、改めて申請するものです。

春野町弘岡中、登記地目田、現況雑種地、82m²を、露天駐車場として利用するため、売買により所有権を移転するという申請です。なお、現地は既に露天駐車場となっているため、今回の申請に伴い、さらに現地に手を加えるものではありません。

現地案内図はNo.6をご覧下さい。ピンクで塗った所が申請地です。

農地の区分につきましては、申請地は市街地化の傾向の著しい区域内にあり、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えること、また、農振法による農用地区域の指定を受けていない農地であることから、第3種農地と判断しております。

それでは、事業計画の内容等について説明いたしますので、机上配布しております資料のうち、③と書いてある資料をご覧ください。

事業計画書によると、譲受人は、申請地の西側にカルテなどを保管した倉庫を所有しておりますが、この倉庫を利用する際、周辺は住宅地に囲まれているため、車両を置く場所が他になく、適当な場所もないことから、本件申請地を駐車場として利用していたとのことです。

2枚目の土地利用計画図をご覧ください。今回の申請地と一体利用地である部分を図示しております。

赤色に塗った所が申請地、黄色と緑色に塗られた所が一体利用地の敷地で、黄色が673番地、緑色が674番地、そのうち青の線で囲った部分が今回の計画で一体利用する倉庫の敷地となっております。なお、今回の一体利用地である2筆の敷地につきましては、譲受人の所有地となっております。

土地利用計画図によると、申請地へは、北側の市道から西側の自己所有地を経由して進入する計画となっており、車3台分の駐車スペースと、転回スペースとなっております。

	<p>土地の造成は行っておらず、駐車場部分については碎石敷きとなっております。</p> <p>被害防除計画として、排水については、雨水のみとなっており、申請地内に自然浸透させる計画となっております。</p> <p>申請地周辺の状況は、北側と東側と西側が宅地、南側は雑種地となっており、申請地に隣接している農地はなく、日照などの影響はありません。</p> <p>添付書類として、地区の土木委員の意見につきましては、不要であることを担当区域の推進委員に確認しております。</p> <p>資金証明書類については、自己資金の証明として銀行の残高証明書が添付されております。また、法人の謄本や定款、転用済みの案件であるため始末書など、必要書類についても揃っていることを事務局で確認しております。</p> <p>案件3については以上となります。</p> <p>なお、第四事前審査会で、今回の一体利用地に建っている倉庫の保管内容について確認をしてほしいとのご意見があり、確認しましたところ、カルテの他、PCBが保管されていることが分かりましたので、この場でご報告させていただきます。</p> <p>以上で、第2号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第二と第四事前審査会です。第二事前審査会の山崎委員長から報告をお願いいたします。</p>
山崎委員	<p>案件1と2については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。</p>
議長	<p>次に、第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。</p>
川澤委員	<p>案件3について、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議しました。</p> <p>会の中では、先ほど事務局からの説明にあった倉庫の中身についても質問が出ておりましたが、倉庫の内容については、今回の駐車場の許可の条件とは別の話ということで、申請自体は許可相当であるという結論になっております。</p>
議長	<p>事前審査会の報告が終わりました。それでは審議に移ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p>
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
委員	全ての案件につきまして、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)

議長	<p>全ての案件につきまして、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>次に、第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
村松主任	<p>今月は、全体で19件の申請が出されております。</p> <p>内訳は、所有権移転の案件が1件、利用権の新規設定が11件、更新設定が7件となっております。</p> <p>議案書6ページに所有権移転の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。</p> <p>今月は、所有権を移転する人が1人、所有権の移転を受ける人が1人で、所有権移転を行う農地は、畠が2筆で2,359m²です。</p> <p>次に、議案書7ページに利用権設定の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。</p> <p>表の上段左端の部分をご覧ください。今月は、利用権を設定する者が20名で、延べ22名、利用権の設定を受ける者が13名で、延べ22名となっております。</p> <p>右隣の欄には、利用権を設定する土地の内訳を掲載しております。今月は、田が46筆で24,607m²、畠が6筆で5,640m²、合計52筆で30,247m²です。</p> <p>更に右隣に進んでいただきまして、利用権設定の内訳を掲載しております。今月は、更新設定が17筆で11,143m²、新規設定が35筆で19,104m²です。期間別の設定状況及び地区別の内訳については、説明を省略いたします。</p> <p>それでは、最初に所有権移転の案件から説明いたします。議案書は8ページをお開きください。</p> <p>案件2は、仁井田、畠、1,381m²外1筆、合計2,359m²を、売買により所有権を移転するものです。平成23年10月18日に譲渡人より売りたいとの申し出があり、平成30年5月30にJA高知市三里支所で、農地等あっせん相談員立ち合いのもと、話がまとまったものです。</p> <p>続きまして、利用権の新規設定の案件についてご説明いたします。</p> <p>議案書9ページの案件4と、議案書13ページから14ページにまたがります案件8は、賃貸人が同一の関連案件となりますので、まとめてご説明いたします。</p> <p>議案書9ページの案件4は、一宮南町二丁目、田、991m²を、議案書13ページから14ページにまたがります案件8は、布師田、田、903m²外1筆、合計1,547m²を、いずれも平成30年8月1日から平成35年7月31日までの5年間貸すという、賃借権の新規設定です。なお、申請地は共有地であるため、2分の1を超える共有者の同意があることを事務局で確認しております。</p>

それでは議案書は 12 ページにお戻りください。

議案書 12 ページから 13 ページにまたがります案件 6 と、議案書 16 ページの案件 12 と案件 13、議案書 17 ページの案件 14 は、賃借人が同一の関連案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。

議案書 12 ページから 13 ページにまたがります案件 6 は、布師田、田、370 m²外 7 筆、合計 2251 m²を、平成 30 年 8 月 1 日から平成 35 年 7 月 31 日までの 5 年間貸すという、賃借権の新規設定です。

次に、議案書は 16 ページに移りまして案件 12 は、大津甲、田、930 m²を、平成 30 年 8 月 1 日から平成 35 年 7 月 31 日までの 5 年間貸すという、賃借権の新規設定です。

次に、案件 13 は、大津乙、田、375 m²外 1 筆、合計 1,264 m²を、平成 30 年 8 月 1 日から平成 33 年 7 月 31 日までの 3 年間貸すという、使用賃借権の新規設定です。

次に、議案書は 17 ページに移りまして、案件 14 は、大津乙、田、1,018 m²を、平成 30 年 8 月 1 日から平成 35 年 7 月 31 日までの 5 年間を貸すという、賃借権の新規設定です。

なお、賃借人は香南市に居住しているため、香南市農業委員会の農業経営証明書が添付されております。

続きまして、議案書 16 ページの案件 11 は、議案外の報告の「農業経営基盤強化促進法の計画取下げの件」の案件 1 と土地が同一の関連案件となっておりますので、先に議案外報告の内容からご説明をさせていただきます。議案書は 40 ページをご覧ください。

案件 1 の介良、登記地目田、現況畠、939 m²の対象地は、平成 29 年 12 月 5 日の農地総会で農用地利用集積計画が妥当とみなされ、平成 30 年 2 月 1 日に当該計画が高知市により公告される予定の土地でしたが、公告される前に、土地所有者が亡くなつたことが判明したため、公告を行うことができないままとなつておりました。その後、土地所有者の相続人と、当初計画の賃借人との間で、改めて利用権を設定することについて話がまとまつたため、今般、改めて土地所有者の相続人全員及び賃借人から、当該届出の取下げ願いが出され、事務局にてこれを受理したものです。

それでは、第 3 号議案の説明に戻ります。議案書は 16 ページにお戻りください。

案件 11 は、介良乙、登記地目田、現況畠、939 m²を、平成 30 年 8 月 1 日から平成 35 年 7 月 31 日までの 5 年間貸すという賃借権の新規設定です。

なお、先程、関連案件としてご説明いたしました、取下願いがあつた当初の利用権設定の計画が、もともと更新設定の案件であり、本件の賃借人は以前より対象地を借りて耕作していましたが、土地所有者の死亡に伴い、一時的に利用権設定が途切れた

	<p>もので、事実上は更新設定の案件となります。</p> <p>なお、申請地はさきほど関連案件でもご説明しましたとおり未相続地であるため、2分の1を超える相続権者の同意があることを事務局で確認しております。</p> <p>また、賃借人は大豊町に居住しているため、大豊町農業委員会の経営状況証明書が添付されております。</p> <p>次に17ページに移りまして、案件15は、春野町弘岡下、畠、509m²を、平成30年8月1日から平成31年7月31日までの1年間貸すという、賃借権の新規設定です。</p> <p>次の案件17と案件18は、賃借人が同一の関連案件ですので、まとめてご説明いたします。</p> <p>案件17は、春野町仁ノ、田、484m²を、案件18は同じく春野町仁ノ、田、991m²を、いずれも平成30年8月1日から平成40年7月31日までの10年間貸すという、賃借権の新規設定です。</p> <p>なお、案件18の申請地は未相続地であり、利用権の設定期間が5年を超えますので、相続権者全員の同意があることを事務局で確認しております。</p> <p>また、賃借人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書が添付されております。</p> <p>耕作計画書によりますと、賃借人は新規就農者であり、今回の申出地で施設キュウリの栽培を開始し、生計を立てていくとのことです。経営が軌道に乗れば、経営規模の拡大も検討することです。</p> <p>以上、計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>全ての案件について、本会で計画が妥当なものと決定されると、平成30年8月1日付で高知市が公告し、効力が発生するものです。</p> <p>以上で、第3号議案の説明を終わります。</p>
議長	第3号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第二、第三、第四事前審査会です。まず、第二事前審査会の山崎委員長から報告をお願いいたします。
山崎委員	案件1から案件3については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえ審議した結果、計画を妥当と認めました。
議長	次に、第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。
竹内委員	案件4から案件14については、計画を妥当と認めました。
議長	最後に、第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	案件15から案件19については、計画を妥当と認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。これから審議に入ります。ご意見やご質問がございましたら、お手元のマイクを押して下さい。

	ざいましたらお願ひいたします。
委 員 議 長	(意見・質問なし) ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。 全ての案件につきまして、計画が妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。
委 員 議 長	(異議なし) 全ての案件につきまして、計画が妥当なものと決定いたします。 次に、第4号議案、非農地証明願の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
村松主任 議 長	今月は、全体で12件の申請が出されております。議案書は19ページをご覧ください。それぞれの申請人及び土地の所在等については、議案書のとおりです。 地区の内訳は、議案書19ページから20ページにまたがりまして朝倉が2件、初月が1件、秦が1件、中央が1件、21ページにまたがりまして五台山が1件、長浜が1件、一宮が2件、22ページにまたがりまして春野が3件となっております。 全ての案件につきまして、農業委員と担当区域の推進委員の確認を得て、事務局長専決処理により非農地証明書を交付しております。追認をお願いいたします。
委 員 議 長	第4号議案の説明が終わりました。ご意見やご質問がございましたらお願ひいたします。
委 員 議 長	(意見・質問なし) ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。全ての案件について、追認することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委 員 議 長	(異議なし) 全ての案件について、追認することに決定いたします。 次に、議案外の報告を一括してお願いします。
村松主任	それでは、議案外の案件についてまとめてご報告いたします。 まず、①農地法第3条の3の規定による届出の件についてご報告いたします。議案書は24ページをご覧ください。 今月は2件の届出が出されており、地区の内訳は、議案書24ページから25ページにまたがりまして五台山と高須が混在する案件が1件、27ページにまたがりまして土佐山が1件です。 全ての案件について担当区域の推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。 続きまして、②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件について

	<p>ご報告いたします。議案書は 29 ページをご覧ください。</p> <p>今月は 3 件の届出が出られており、地区の内訳は、朝倉が 1 件、鴨田が 1 件、高須が 1 件です。</p> <p>全ての案件について、担当区域の推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。</p> <p>続きまして、③農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書は 31 ページをご覧ください。</p> <p>今月は 16 件の届出が出られており、地区の内訳は、議案書 31 ページから 32 ページにまたがりまして朝倉が 3 件、旭が 1 件、33 ページにまたがりまして初月が 1 件、秦が 1 件、34 ページにまたがりまして鴨田 2 件、三里が 1 件、37 ページにまたがりまして長浜が 2 件、一宮が 1 件、高須が 1 件、介良が 1 件、38 ページにまたがりまして大津が 2 件となっております。</p> <p>全ての案件について、担当区域の推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。</p> <p>続きまして、④農業経営基盤強化促進法の計画取り消し・取り下げ・訂正処理の件についてですが、先ほど第 3 号議案の中で説明させていただきましたので、説明を省略させていただきます。</p> <p>以上で、議案外報告を終わります。</p> <p>議案外の報告に関しまして、ご意見・ご質問がございましたらお願ひいたします。 (意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。</p> <p>事務局からの連絡がありましたら、お願いします。</p>
<p>事務局報告 大野会長</p> <p>岩崎次長</p>	<p>それでは、私の方から報告いたします。</p> <p>約一年が経過をいたしまして、次回からの農地総会の議長を新たに選任したいということで、本日 1 時半より運営委員会を段取っておりましたが、台風の影響により運営委員会を先に延ばしました。12 日に運営委員会で管内視察研修をする予定になっておりまので、その前段で、議長の指名について意見を聴いたうえで、7 月 20 日以降の議長を新たに選任したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上が私からの報告でございます。</p> <p>それでは、事務局から今後のスケジュールについてご案内させていただきたいと思います。</p> <p>その前に、先ほど会長の方からの報告に関連して、それぞれ 4 つの事前審査会の方</p>

	<p>で委員長、副委員長をどうするのかということでお話をさせていただきましたが、その結果についてお知らせしたいと思います。</p> <p>第三の副委員長が中山忠明委員から山本和正委員に変わった以外は、これまでと同様の委員長と副委員長に選ばれております。以上、報告をさせていただきました。</p> <p>続いて、お手元の資料の「平成30年度 今後のスケジュール（案）」について、ご案内をさせていただきたいと思います。</p> <p>（平成30年度今後のスケジュール（案）について資料に基づき説明）</p>
竹内係長	<p>H30.6.5の農地総会での質問に関して、資料に基づき以下の2点を説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各申請で小数点以下の数字を記載しなくてはならない場合について ・司法書士、行政書士等以外の者が、申請者の代理行為を行うことの制限について <p>非農地証明の取り扱いについて、以下の3点を説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は、事務局で申請書類の受付、審査をした後、事務局から農業委員・農地利用最適化推進委員に連絡をして書類を持参する。 ・現地調査の際には、事務局も同行する。 ・従来どおり、申請者が申請書類を直接委員の所へ持つて来られた場合は、事務局へ書類を提出するよう説明をしていただく。
議長	何かご意見・ご質問はありませんか。
西本委員	<p>（司法書士、行政書士等以外の者が、申請者の代理行為を行うことの制限に関して）</p> <p>報酬の有無によらず、繰り返してやれば「業として」やっていることになるからいけないということですか。行政書士でない代理人の方が、例えば不動産屋とか仲介業者が来て、年に2・3件、無償で請け負ってする場合も、「業として」やる場合はいけないということですね。</p>
竹内係長	<p>「業として」に該当するかということで言えば、報酬の有無は関係ありません。ただし、行政書士法には、「報酬を得て」という文言があるので、報酬を受けていなければ、行政書士法第19条には違反したことにはならない、という解釈が成り立ちます。</p>
廣井委員	<p>お金をもらっていないければ、（一般の方が代理人として）できる、というわけになるのですが、1円でもお金をもらっておれば、報酬の多寡にかかわらずもらっていないれば行政書士法違反ということになりますし、書類作成という名目でなくても、業者あるいは他士業の方が請け負った報酬の中に、何らかの形で書類の作成の報酬とみなされるものが含まれておれば、行政書士法違反になるということです。</p> <p>「業として行う」という意味は、それぞれの法律によって異なるわけですが、行政書士法違反について言えば、報酬を得てなければ違反にはなりませんが、報酬さえ得てなければいいという解釈については、名目を変えて報酬の対価が、いろんな形で1</p>

	円でも反映されれば、行政書士法違反ということになりますので、その辺を注意していただきたい、という意味です。
議長	他にありませんか。
中島(正)委員	非農地証明の件について、口頭で説明がありましたが、文書か何かありませんか。
竹内係長	今現在、一般の方にお渡しするチラシを作成しておりますので、今度の事前審査会までにはできあがる予定ですので、配布させていただきます。
西本委員	正式に要領の変更をしていないから、それまでは変更はできないと以前に説明を受けたが、どういう扱いになりますか。
竹内係長	非農地証明の取り扱いの要領の改正は、案を練っているところですが、今回の取り扱いの変更については、今の要領の中でできることを検討して、運用の範囲内でやるようにしました。
長岡事務局長	先ほど、竹内係長からありましたように、運用の中でできる範囲のことを変更させていただきまして、それを周知するのを今やっておるところでして、委員の皆さんには次の事前審査会でチラシをお示ししてご報告をさせていただきたい、ということです。
議長	他にありませんか。
委員	(意見・質問なし)
次回農地総会 議長	次回の農地総会は、平成30年8月6日(月)を予定しております。
閉会 議長	(議長 高橋政継 挨拶して閉会を宣す。(午後4時10分)) 以上で、本日の農地総会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上とおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

平成 30 年 12 月 6 日

議長

高橋政徳

議事録署名委員

上田博

議事録署名委員

池澤誠

議事録作成者

北村沙季